

## 「教育」「図書館」に係る権利制限の見直しについて（案）

平成14年9月27日  
文化庁著作権課

## 1. 法改正を行う方向とすべきと考えられるもの（別添1参照）

## （教育）

## ① 教育機関における複製

第35条の適用を受ける複製行為の主体に「学習者」を加えること

## ② 教育機関による公衆送信

第35条の規定により複製された著作物等を遠隔地で授業を受ける生徒等は無許諾で送信できるようにすること

## ③ 試験問題としての利用

第36条の規定により複製された著作物等を遠隔地にいる者を対象とした試験を行うために無許諾で送信できるようにすること

## （図書館等）

## ④ 図書館等における複製

技術の変化により「再生手段」の入手が困難となった図書館資料を保存するため新たな方式で複製する場合を第31条の適用を受ける複製行為に加えること

## ⑤ 図書館資料の貸出に係る補償金

第38条第5項に規定されている非営利・無料の貸出に係る補償金の対象を「書籍等」に拡大すること

## 2. 引き続き当事者間で協議を進めるもの

## （教育）

## ① 第35条の規定により作成された複製物を同一教育機関内で共用できるようにすること

## ② 第35条の複製等について補償金を課すこと（上記①の場合についても検討対象とする）

## （図書館）

## ③ 第31条第1号の規定により複製できる著作物の一部を図書館利用者に送信すること

## ④ 第31条第1号の複製から「商業目的」の調査研究を除外すること

## ⑤ 第31条第1号の複製について補償金を課すこと

## ⑥ 第37条第3項の録音図書が作成できる施設に図書館等を加えること

## 3. 法改正以外の方法により対処するもの

## （教育）

## ① 第35条により作成された複製物を教科研究会等でも使用できるようにすること

→ 「引用」と解される利用の範囲について関係団体が事例集を作成

## ② インターネットによる教育成果の発信のための「複製」「公衆送信」「送信可能化」

を例外的に許諾を得ずに利用できる対象とすること

→ 「引用」と解される利用の範囲について関係団体が事例集を作成

#### (図書館)

③ 「入手困難な図書館資料」に掲載された著作物の全部を例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること

→ 権利者による「意思表示システム」を関係団体が検討

④ 図書館等に設置された「インターネット端末」から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずに「プリントアウト」できるようにすること

→ 一般的な「意思表示システム」を文化庁が検討

⑤ 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること

→ (社)日本書籍出版協会が(社)日本経済団体連合会と協議

#### 4. その他

(1) 法改正を行う方向で検討すべきと思われるが、法改正の内容について具体的な検討が必要な事項(別添2参照)

第38条第1項に規定する非営利・無料の「上映」について、「上映を禁止する旨の表示」がある場合を権利制限の対象から除外すること

(2) 新たに検討すべき事項(別添3参照)

「図書館検討会」において、「2. ③第31条第1号の規定により複製できる著作物の一部を図書館利用者に送信すること」を検討する中で、別添2に記載されている内容についての法改正の検討を求めることが、権利者側・利用者側双方から新たに提案された。

(別添1)

## ① 教育機関における複製

第35条の適用を受ける複製行為の主体に「学習者」を加えること

### (法改正の方向性)

第35条においては、「授業」の過程での使用を目的として例外的に許諾を得ない複製を行うことができる者を、非営利目的の教育機関で「教育を担当する者」に限定しているが、その「教育を担当する者」の指導のもとで「授業」の過程における使用に供することを目的とする場合に限り、当該非営利の教育機関で教育を受ける生徒等も、同条で認められている範囲の複製を許諾なくできるようにする。

### (改正の背景)

ア) 学校教育について、学習者が様々な情報機器等を活用して主体的に学習を行い、情報を適切に収集・判断・創造・発信していくことが推進されており、この趣旨は新学習指導要領にも記述されていること、イ) 社会教育を含む生涯学習全般についても、学習者の自発性・主体性や情報リテラシーの育成が強調されていること等により、教育機関における学習活動の在り方自体が、個々の学習者が自ら情報の収集等を行う形態に大きく変容しつつあることから、教育機関で教育を受ける生徒等自身が授業の一環として自ら複製を行うことが必要とされるようになってきていること。

### (留意事項)

第35条の「但し書き」を適切に運用するためのガイドラインを、利用者側の協力を得つつ、権利者側において作成する予定。

## ② 教育機関による公衆送信

第35条の規定により複製された著作物等を遠隔地で授業を受ける生徒等に無許諾で送信できるようにすること

### (法改正の方向性)

第35条の規定においては、「授業」の過程での使用を目的として例外的に許諾を得ずに著作物を利用できる場合の利用形態は、「複製」と「譲渡」に限定されている。

これらに加えて、営利を目的としない教育機関が特定の生徒等向けの遠隔教育（授業の中継）を行う場合に、第35条の規定により授業を担当する者が複製した著作物（例：主会場にいる生徒等に、第35条の規定に基づき複製して配付した著作物）等を、当該特定の生徒等向けにリアルタイム送信できるようにする。

### (改正の背景)

様々な情報通信技術を活用した教育活動が種々の教育機関によって展開されつつあり、例えば「遠隔授業」「合同授業」「公開講座」等において、離れた場所の学習者に対して（主会場での教材の提示・提供と同様に）衛星通信・インターネット等による教材の送信

を行うことが必要となっていること。

(留意事項)

受信後の「公の伝達」についても規定の整備を行うことが必要。

③ 試験問題としての利用

第36条の規定により複製された著作物等を遠隔地にいる者を対象とした試験を行うために無許諾で送信できるようにすること

(法改正の方向性)

第36条の規定は、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において当該試験又は検定の問題として著作物を例外的に許諾を得ないで利用できる場合の利用形態を「複製」と「譲渡」に限定しているが、これらに加えて「公衆送信」及び「送信可能化」を新たな利用行為としてできることとする。

(改正の背景)

遠隔教育等の場合において、インターネット等を利用して試験を行うことが可能となっており、この場合には公衆送信権等の対象となり得るが、試験の公正性の確保という観点からは、複製と同様に事前許諾を得ることが不適切と考えられること。

④ 図書館等における複製

技術の変化により「再生手段」の入手が困難となった図書館資料を保存するため新たな方式で複製すること（第31条への追加）

(法改正の方向性)

第31条第2号においては、図書館等が図書館資料保存のため必要がある場合は複製することができることを定めているが、図書館資料の形式が、当該形式で保存された著作物を再生するために必要な機器を入手することが困難になった場合にその他の形式に複製することが、必ずしも現行規定の「保存のために必要がある場合」に該当するかどうか明確でないため、このような場合も複製できることを明確化する。

(改正の背景)

記録のための技術・媒体の急速な変化により、例えば SP レコードのように媒体の内容の再生に必要な機器が市場で入手困難となった場合においても、閲覧可能な形式でその図書館資料を保存する必要があること。

(留意事項)

以下のような点について、条文又は解釈において明確化をはかることが必要。

- ①複製部数は一部に限定すること
- ②複製したものの無許諾譲渡は認められないこと
- ③旧形式の著作物の廃棄は求めないこと
- ④「再生手段」の入手が困難とは、新品市場で入手し得ないことを意味すること

⑤当該著作物について新形式の複製物が存在しないこと

⑤ 図書館資料の貸出に係る補償金

第38条第5項に規定されている非営利・無料の貸出に係る補償金の対象を「書籍等」に拡大すること

(法改正の方向性)

図書館資料の貸出について補償金を受けることができる権利(いわゆる「公貸権」)は、我が国の著作権法においては、既にビデオ等について実質的に認められており(第38条5項)、実際にいわゆる「ライブラリー価格」方式により、著作権者に補償金が支払われている。

今回の関係者間の検討においては、いわゆる「公貸権」の導入という方向性そのものに関しては、図書館側にも基本的には反対はないので、書籍等についてもビデオ等と同様の取扱いとするよう法改正を行う。

(留意事項)

ただしこの事項については、権利者側・図書館側双方から、欧州の一部の国で導入されている「肩代わり方式」(基金等による補償金の支払い)を導入する可能性について検討したいという意向があることから、当面その検討を見守ることとし、その結論が得られた段階で具体的な法改正の内容を決定することとする。

(別添2)

第38条第1項に規定する非営利・無料の「上映」について、「上映を禁止する旨の表示」がある場合を除外すること

(法改正の方向性)

現在、図書館におけるビデオの上映会のように、公共施設等で行われている非営利無料の上映の中には、著作権者の正当な利益を不当に侵害しているような事例があると考えられるため、非営利無料の上映であっても、著作権者が「上映を禁止する旨の表示」をした場合には、無断で上映できないこととする。

(改正の背景)

現行の規定は、ビデオ等が広く普及する前の段階において、一般には入手しにくい映画フィルムや教育用映画等の例外的利用を想定して設けられたものであって、商業的に行われる上映行為と競合するような非営利無料の上映行為が頻繁に行われるような状況は、必ずしも想定されていなかった。しかし、ビデオ・DVD等の出現・普及に伴い、映画館等において商業的に上映されているものと同じものが図書館等の公共施設で頻繁に上映されるような状況が、広く見られるようになってきている。

(検討すべき課題)

- ①現行の権利制限から除外する上映の「範囲」をどこまでとするか。
- ②「上映を禁止する旨の表示」がある場合という方式でよいか。
- ③既に表示されている「上映を禁止する旨の表示」の法的効力をどう考えるか。

権利制限の対象外としたい行為	引き続き無許諾利用としたい行為の例
○図書館・公民館等における映画上映会 町内会・子供会による上映会 学園祭・イベント等での上映会 (いずれも商業的上映行為と競合するもの)	○権利制限により「複製」できるもの ・教育機関による教育目的の上映 ・行政、司法、立法目的の上映 ○不特定少数者向けの上映 ・図書館における個人ブース視聴(※) ・託児所での上映 ○静止画の上映 ・図書館における辞典のCD-ROMの上映 ・インターネットを通じて入手した静止画の上映 ○小規模な趣味的上映会 ・地域や職場で不特定少数の人々を対象として行われる上映会 ※図書館における日本映像ソフト協会の会員社のビデオについては、禁止表示があっても団体間協定で上映を可能とする予定

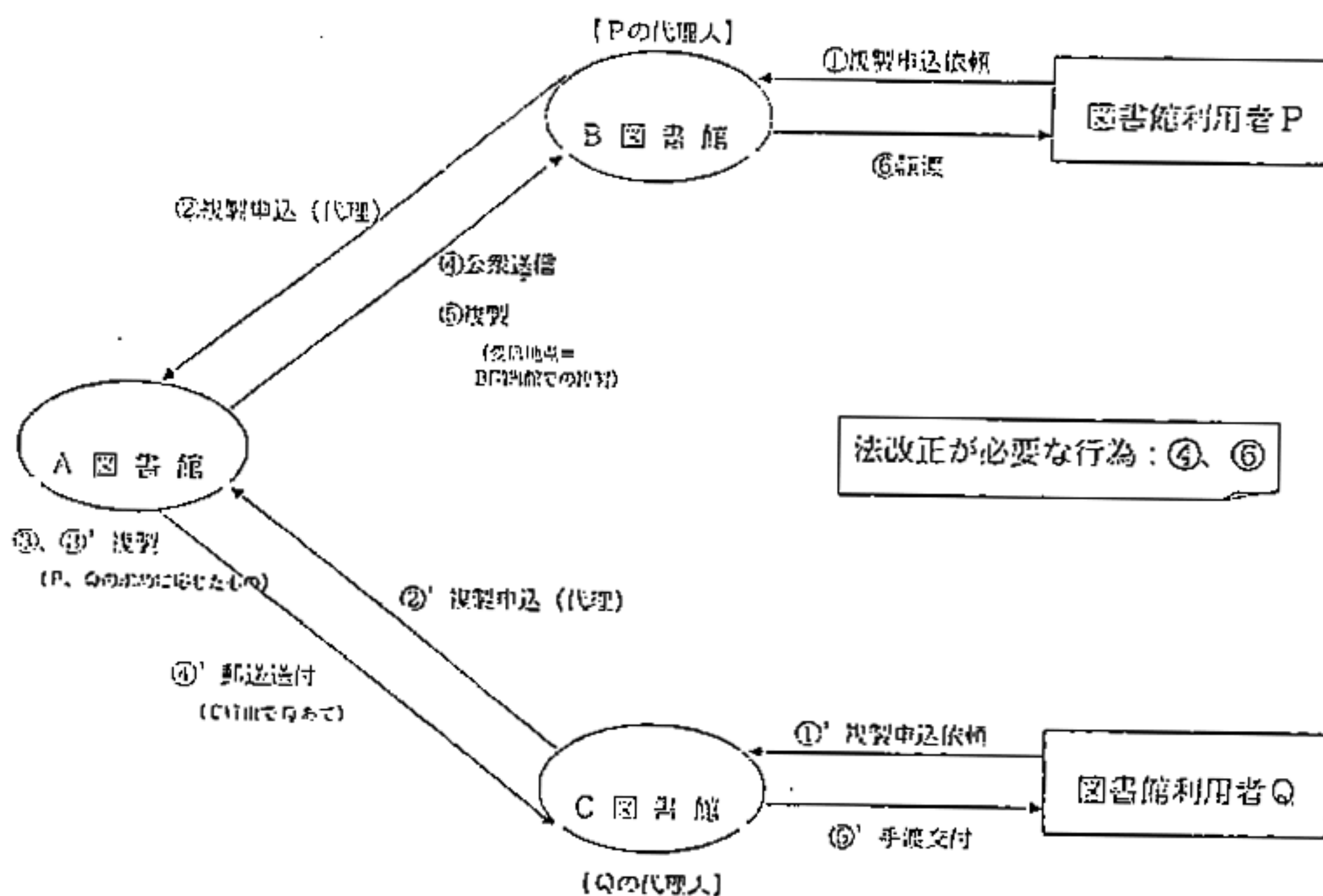
(別添3)

図書館に係る権利制限の見直しについて関係者から新たに提案された事項

「図書館等A」が、「『利用者P』が他の『図書館等B』(以下『代理図書館』という)に代理させて行う求め」に応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部の複製物を一人につき一部提供する場合について、その「図書館等A」が「代理図書館B」に対して、その「著作物の一部分」を「公衆送信」できるようにするとともに、その「代理図書館B」が当該公衆送信によって自動的に作成されるその「著作物の一部分」の複製物を、その利用者Pに「譲渡」できるようにすること

(注：①代理者となれるのは、「図書館等」のみとする。

②「図書館等」から「代理図書館」に送信された資料は、「代理図書館」の図書館資料ではないので、複製・保持はできない。)



(関係する行為の内容)

- ① 「図書館利用者P」が「図書館B」に対して、「図書館A」が所蔵する資料のコピーの入手を依頼
- ② 「図書館B」は、「図書館利用者P」の「代理者」として、「図書館A」に複製を依頼
- ③ 「図書館A」は、第31条第1項の規定に基づき「利用者P」のために複製物を作成
- ④ 「図書館A」は、この複製物を「利用者P」に送信
- ⑤ 「図書館B」において、自動的に複製物を作成(「図書館A」による複製)
- ⑥ 「図書館B」は、上記⑤により作成された複製物を「利用者P」に譲渡

(新たに権利制限が必要な事項)

- ・上記④ 「図書館A」から「図書館B」への公衆送信
- ・上記⑥ 「図書館B」から「図書館利用者P」への譲渡

注：①代理者となれるのは、「図書館等」のみとする。

②「図書館等」から「代理図書館」に送信された資料は、「代理図書館」の図書館資料ではないので、複製・保持はできない。

(検討すべき主な事項)

- ・権利制限の対象となる「代理者」になれる者を「図書館等」に限定する理由は何か。  
(市役所、公民館、学校、郵便局、弁護士事務所等を対象外とする合理的な理由があるのか)
- ・紙により自動出力するFAXに限定する理由は何か。  
(既に受信時にデータを蓄積して出力するFAXもあり、今後の技術の進展を考えたとき、このような手段に限定する合理的な理由があるのか)
- ・現在の技術を前提として、このような限定的・具体的な状況のみを対象とした権利制限規定を置いてよいか。  
(極めて複雑で精緻な改正が必要となるが、そのような権利制限規定を個別に置くことの是非)